

○武家屋敷設置及び管理に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第281号

改正 平成17年7月12日条例第408号

平成26年12月19日条例第55号

(設置)

第1条 江戸時代の武家屋敷を保存し、一般公衆の利用に供することを目的として、武家屋敷を設置する。

(名称及び位置)

第2条 武家屋敷の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
武家屋敷	松江市北堀町305番地

(業務)

第3条 武家屋敷は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 武家屋敷の保存及び家具、調度品、武具、図書その他の資料を収集し、保管し、展示する業務
- (2) 武家屋敷を使用する者に対し、必要な説明、助言及び指導を行う業務
- (3) 武家屋敷に関する専門的、技術的な調査研究を行う業務
- (4) 武家屋敷に関する案内書、解説書、目録等を作成し、及び頒布する業務

(指定管理者による管理)

第4条 武家屋敷の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 武家屋敷の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が武家屋敷の管理運営上必要と認める業務

(供用日)

第6条 武家屋敷は、年中これを公開し、利用に供するものとする。ただし、指定管理者は武家屋敷内の整理、陳列品の手入れその他特別の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

(開館時間)

第7条 武家屋敷の開館時間は、4月1日から9月30日までの期間は午前8時30分から午後6時30分までとし、10月1日から翌年3月31日までの期間は午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

(禁止行為)

第8条 武家屋敷を使用しようとする者は、すべて指定管理者の指示に従うとともに、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 武家屋敷内の秩序を乱す行為

(2) 建物又は陳列品を損傷するおそれのある行為

2 指定管理者は、前項に違反する行為をした者に対して、退去を命ずることができる。

(入場料)

第9条 武家屋敷の管理運営に要する経費に充てるため、武家屋敷及び資料の観覧その他施設を利用する者から入場料を徴収する。

2 入場料の額は、次のとおりとする。

区分		単位	金額	備考
大人		1人につき	300円	
小人		〃	150円	小・中学生
団体	大人	〃	240円	団体は、20人以上の

	小人	”	120円	場合とする。
--	----	---	------	--------

3 前項の入場料は、武家屋敷の利用の促進のために市長が必要と認めるときは、割り引くことができる。

4 第2項の入場料は、市長において必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第10条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第4条及び第5条の規定にかかわらず、武家屋敷の管理は、市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長が武家屋敷の管理を行う場合にあっては、第6条中「指定管理者は武家屋敷内の整理、陳列品の手入れその他特別の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、武家屋敷内の整理、陳列品の手入れその他特別の理由により必要があると認めるときは、」と、第7条中「指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武家屋敷設置条例(昭和44年松江市条例第28号)の規定によりなされた入場料の徴収その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年7月12日松江市条例第408号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日松江市条例第55号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日より施行する。